



第 13 号
令和5年1月5日発行



(蓮の花)



(栽培状況)

「レンコン収穫」～ 照島地区別府吉村前 ～ 令和4年4月から休耕田を利用し栽培を始めました。水圧ホースを使い、周囲の土を洗い流してレンコンを掘り出します。

主な内容



- 新年の挨拶、農業を志す青年の紹介 2頁
- 農業委員・推進委員の紹介、担当地区..... 3頁
- 市長・議長への農業振興に関する意見書の提出..... 4頁
- 遊休農地の解消、相続未登記農地の解消、有害鳥獣被害防除対策 ... 5頁
- 農地転用、農地バンク、農業者年金、全国農業新聞 6頁

発行 いちき串木野市農業委員会

編集 いちき串木野市農業委員会広報委員会

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地 TEL 0996 (21) 5118

いちき串木野市ホームページ <https://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>

新年明けましておめでとうござい
ます。皆様方には、御家族お揃
いでお健やかに新春をお迎えのこ
ととお慶び申し上げます。
また、日頃より農業委員会活動
につきまして、御理解と御協力を
賜り感謝申し上げます。
さて昨年、国内では、新型コロナ
ウイルスの感染開始から三年目
を迎え、これまで取られてきた行
動制限がかけられない中で、経済
や社会活動が新型コロナ感染前に
近い形で行われてきましたが、新
たな変異株の出現などもあり、い
まだ収束への見通しは立っており
ません。
また、ロシアのウクライナ侵攻
や為替の円安基調の中、燃油を始
め、肥料、家畜の飼料などの生産
資材が急騰し、その多くを輸入に
依存している国内の農業経営はこ
れまでになく厳しい状況となりま
した。多くの食料品の値上げが実
施されましたが、市場の需給関係
で価格が決まる農産物について
は、コストが増えてもその分を価
格に転嫁できず、農家経営は苦し
い状況が続いています。需給引き
締めでコメの価格が若干上がりま
したが、それでも、コロナ以前の



水準までの回復には至っておりま
せん。
そのような中、本市農業委員会
では、昨年四月、委員の改選が
行われ、継続を含めて十二名の農
業委員と三名の農地利用最適化推
進委員が任命・委嘱されました。
本市では、高齢化の進行等によ
る担い手不足や農業従事者が減少
する中で、遊休農地の解消・活用
が大きな課題となっており、農業
委員・推進委員が一緒になって、
農家の意向調査等を通して農地の
マッチングを進めるなど、引き続
き担い手への農地集積、遊休農地
の発生防止等に全力で取り組むこ
ととしています。
また、農業委員会は農地を守る
だけではなく、農家の皆様の良
き相談役として、一緒に本市の農
業・農村を考えていきたいと思っ
ておりますので、引き続き皆様の
御理解・御協力を賜りますようお
願い申し上げます。
この一年が皆様にとりまして実
り多き年となりますよう心からお
祈り申し上げます。
令和五年一月吉日

いちき串木野市農業委員会
会長 前田 浩二

農業を志す青年の紹介



生野 慎次 (44 歳)
鹿兒島県立農業大学校在学中 卒業後生福で就農予定

いちき串木野市出身で、農業大学校卒業後は実家の果樹園を継承する
予定です。生福と荒川地区に農地を所有しており、柑橘と水稻を栽培予
定です。親の姿を見て、年々農業への魅力は感じていましたが、特に近年、
親の高齢化に伴い祖父の代から続く果樹農園を絶やしてはいけないとい
う思いも強くなり、サラリーマンからの転職を決意しました。いちき串
木野市を始め地域の農業発展に貢献したいと考えています。



藤田 健悟 (44 歳)
鹿兒島県立農業大学校在学中 卒業後大里で就農予定

いちき串木野市大里出身で、東京で20年サラリーマンをした後、U
ターンしてきました。農業をしようと思ったきっかけは、サラリーマン
生活時代、帰省を利用し、家の米作りの手伝いをしていく中で、農業に
興味を持ちました。農業の担い手不足が進む中で、次世代の若者に農業
に興味を持ってもらえるようにしたいです。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

昨年の4月1日付けで市長から任命された農業委員12名と同日付で農業委員会会長から委嘱された農地利用最適化推進委員3名を紹介します。令和7年3月31日まで、農業委員・推進委員が一緒になって、農家の皆様の代表として担い手の育成と確保、遊休農地の解消など農地利用の最適化推進活動に取り組んでいきます。推進委員は、この農地利用の最適化推進の中心的な役割を担います。農地の貸し借り、農業者年金に関することなど、お気軽にご相談ください。

農業委員(12名)・農地利用最適化推進委員(3名) 担当地区分担表 (令和7年3月末までの体制)

○前回(平成31年度～令和3年度)から引き続き農業委員・推進委員になった方

担当地区	区分	氏名	(所属公民館)	電話	コメント
冠岳・生福 上名・大原 中央・本浦 照島	農業委員 (班長)	川畑 千秋	(川 畑)	32-0966 090-1197-8963	農業者の減少、資材の高騰等厳しい現状ですが、農地の貸借等皆様の役に立つ様努めてまいります。よろしくお願いいたします。
	農業委員	西 美香	(下石野)	32-1830 090-1165-2214	いちき串木野・日置地区女性農業経営士の推薦を受け任命していただきました。農業を次世代に繋げるために頑張りたいと思います。
	農業委員	前田 浩二	(別 府)	33-2154 090-8764-4857	農業者の意見もお伺いしながら、農業委員・推進委員が力を合わせて地域農業の発展に努めてまいります。よろしくお願いいたします。
羽島・荒川 野平・旭	農業委員 (班長)	蓑手 幹夫	(寺 村)	32-6639 090-7153-1893	遊休農地の発生防止や農地集積等々、農業組織関係者と連携し農業振興に寄与していきます。
	農業委員	外蘭 健藏	(平 江)	32-0617 090-7461-9035	高齢化や担い手不足、有害鳥獣の被害等により遊休農地が増加している現状を、少しでも解消できる様に頑張ります。
	農業委員	久木山 純広	(浅 山)	32-6548 090-2715-5858	農業者のご理解を得ながら、農地の有効活用と遊休農地の発生防止、解消に少しでもお役に立てるよう頑張ります。
	農業委員	古賀 久美子	(中尾町)	32-8462 090-4358-3048	農業従事者の高齢化・担い手不足で遊休農地が増加しております。遊休農地の発生防止・解消などに努めたいと思います。
	推進委員	井手迫 正博	(芹ヶ野)	32-6081 090-4348-2704	遊休農地の発生防止・解消及び地域農業の発展のため、担い手への農地集積を農業委員と連携を取りながら取り組んでまいります。
川南・川北 湊・湊町 川上	農業委員 (班長)	樋ノ口 正信	(寺 迫)	36-3260 090-5731-8506	高齢化が進み遊休農地が増加していますので、地区の方と話を聞き一緒になって利用活性化にお役に立てる様努めてまいります。
	農業委員	西村 四男	(寺 迫)	36-2357 090-4982-4410	高齢・少子化の中で地域の活性化に向け、農地の貸し借りについて農家と一体となり取り組んでまいります。
	農業委員	木場 由美子	(崎 野)	36-3004 090-7479-2254	農村を取り巻く情勢は厳しくなるばかりですが、農地の有効活用や遊休農地の発生防止、解消に努め地域農業の発展に頑張ります。
	推進委員	永井 美治	(中井原)	26-0170 080-7730-3425	農業委員と連携し担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入者への農地貸し借りを積極的に進めてまいります。

○令和4年度から新しく農業委員・推進委員になった方

	農業委員	野元 京子 (1班)	(野 元)	32-3784 090-3664-4352	いちき串木野市女性団体連合会の推薦を受け任命していただきました。皆様のお役に立てるよう頑張ります。
	農業委員	池田 善之 (3班)	(木場迫)	36-3053 090-1971-8877	今年度より農業委員を務めさせていただきます。地域農業の活性化の為に努力していきたいと考えています。よろしくお願いいたします。
	推進委員	藤園 宗男 (1班)	(大 蘭)	32-5923 090-3987-9810	高齢化が進み、就農者の減少で遊休農地が年々増加しています。これ等の解消に当り、農地集積、農地利用最適化に努めてまいります。

市長・議長へ農業振興に関する意見書を提出しました



市長へ提出



副議長へ提出

いちき串木野市農業委員会では、昨年の11月25日、市長と議長に農業振興に関する意見書を提出しました。

「農業委員会等に関する法律」に基づき行うもので、本市の農業振興施策に反映していただくことを目的としています。意見書の内容については、以下のとおりです。

農業振興に関する意見書

○遊休農地の解消対策の取組みについて

市内各地域で基盤整備された農地を核に国の農業施策「多面的機能発揮促進事業」が取り組まれています。年々農家の高齢化等の理由で農業従事者が減少する中、優良農地での遊休農地が発生し、保全管理が放棄されているため雑木・雑草が繁茂し、有害鳥獣の棲み処になって利活用が困難な圃場が多数見られます。

遊休農地の解消対策の一つとして、担い手農家や定年帰農者等への貸借を前提に、自ら若しくは業者に委託して雑木・雑草の伐採等に係る経費を助成する制度を創設して、担い手農家等が承継し規模拡大に繋がるようモデル地区を設定する等、遊休農地解消への条件整備をしていただきたい。

○新規就農者など農業を担う者への支援、及び後継者育成対策について

地域農業を支える農業者は減少の一途をたどり、本市もまたその例外ではありません。

地域農業を担う者(認定農業者・新規就農者・農業後継者・兼業農家等)の増加の為に、営農支援が重要となります。

その中で、新規就農者対策としては、国の施策として就農準備資金や経営開始資金などがあり、活用する新規就農者も多いですが、初期投資としての機械等の購入は負担が大きいので、要件の緩和や手続きの簡素化など資金調達に関する柔軟な運用が図られるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

また、農業後継者や兼業農家の維持発展も地域農業の活性化のためには重要であり、経営効率化や省力化を進めるスマート農業の導入、「人・農地プラン」を活用した農地利用・集約化のための情報提供、研修会の開催などをしていただきたい。

さらに、近年の資材費や電動光熱費などの高騰や農産物の価格下落は農業経営を圧迫していることから、農業団体とも連携して価格高騰対策として、既存農家を含めて幅広く肥料費・飼料費・燃料費等のさらなる助成対策を講じていただきたい。

○有害鳥獣の駆除と被害防除対策について

本市においては、中山間地域を中心にイノシシ・アナグマ・サル・シカ等が増えている中、電柵での対応が進み成果も見られますが、経費がかさみ農家の大きな負担となっています。

山間部の土地は、ほとんど個人所有で面積も狭くまばらなことから、防除効果を高めるため一人受益でも助成対象となるよう制度の拡充をしていただきたい。

また、猟友会も会員の高齢化や餌代などの経費がかさむことから年々会員が減少して、被害農家からの声に対応しきれっていません。

このため、会員を確保する観点から毎年の狩猟者登録料、3年毎の免許更新料等への補助など、他自治体の取組等も参考に、予算の拡充をお願いします。

遊休農地の解消に向けて

▶ 農地利用状況調査を行いました

遊休農地の実態把握・解消及び農地の違反転用防止のために、7月から9月にかけて市内全域の農地を対象に「農地利用状況調査」を実施しました。

▶ 農地の管理についてのお願い

農地が管理されずに放置されていると、雑草等が生い茂り、バッタやヤスデ等の害虫発生などにより隣接地に迷惑をかけることとなります。また、ゴミや残土を不法投棄されたり、枯草等が燃えて火事になったりすると大変危険ですので、所有者（又は管理者）は、定期的に草刈りをするなど適切な管理をお願いします。



調査する農業委員等

相続未登記農地の解消について

▶ 農地の相続手続きはお済みですか？

農地の所有者が亡くなると、相続する方の名義にするために相続登記が必要となります。相続登記がされていないと、その農地について売買や貸し借りをしようとしても契約が締結できない場合があります。

また、未登記のまま長期間放置すると相続関係が複雑になってしまい、手続きをしようとしても時間や費用がかさむことになってしまいますので、相続登記は早めに済ませましょう。

▶ 相続等により農地を取得した場合の届け出について

相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得する場合は農地法第3条許可は不要ですが、その農地がある農業委員会に届け出る必要があります。

届け出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点からおおむね10か月以内に行ってください。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則があります。

▶ 不動産に関するルールが大きく変わります

相続登記がされていない土地は、所有者がわからない状態となり、管理や利用が難しいため様々な問題が生じています。その解消に向けて、令和5年4月から相続に関する法律が段階的に施行されます。

令和6年4月1日から、不動産の相続登記の申請が義務化されるほか、相続に関するルールが大きく変わります。詳しくは法務省民事局のホームページ(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyooku_index.html)をご覧ください。鹿児島地方法務局川内支局（☎0996-22-2300）までお尋ねください。



詳しくは左の
二次元コード
をスキャン
又は「法務省
所有者不明」
で検索！

有害鳥獣被害防除対策について

有害鳥獣（イノシシ・サル・シカ・カラス等）の被害を受け、猟友会に駆除の相談をされたい場合は、市役所農政課（☎0996-21-5121）までご連絡ください。

▶ 令和4年度の有害鳥獣駆除数（令和4年11月末現在）

種 類	捕獲頭数	種 類	捕獲頭羽数
イノシシ（成獣）	979 頭	サル（成獣）	2 頭
イノシシ（幼獣）	219 頭	タヌキ	73 頭
シカ（成獣）	546 頭	アナグマ	397 頭
シカ（幼獣）	1 頭	カラス類	23 羽

農地転用には農地法の許可が必要



▶ 農地を耕作以外の目的で使用する場合（農地転用）は事前に農地法の許可が必要です。

- 住宅を建てる（庭にする場合も含む） ●駐車場にする
- 太陽光発電施設を設置する ●資材置場にするなど
- ・自らの耕作・養畜のための農業用倉庫等（200㎡未満に限る）を建てる場合、転用許可は不要ですが届出が必要です。
- ・農地の場所によっては、転用許可ができない場合がありますので、事前に農業委員会にご相談ください。
- ・農地法の許可を受けずに無断で転用した場合、農地法違反となり3年以下の懲役又は300万円（法人の場合は1億円）以下の罰金という罰則が適用されることがあります。

農地の貸し借りは農地バンクにおまかせ

▶ <活用しましょう！農地中間管理事業>

1. 平成26年度から始まった、農地の貸し借りの方法です。
2. 機構（農地バンク）が各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
3. 賃借料は機構（農地バンク）が徴収・支払を行います。
4. 農地は契約期間終了後、必ず所有者に返還されます。（更新も可能です。）

【お問合せ】 □公益財団法人 鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構・農地バンク）

〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号 ☎(099) 223-0223

□いちき串木野市農政課農林係

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地 ☎(0996) 21-5121

□いちき串木野市農業委員会

〒899-2192 いちき串木野市湊町1丁目1番地 ☎(0996) 21-5118

農業者年金に加入しませんか

▶ <農業者年金は積み立てた保険料+運用益を自分の年金として受給>

▶ <老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です！6つのポイント！！>

1. 年間60日以上農業に従事し、20～60歳未満の国民年金に加入されている方は、誰でも加入できます。
2. 保険料の金額は自分で選べ、いつでも見直せます。
3. 税制面で大きな優遇措置があります。
4. 少子高齢化時代に強い年金で、年金資産は安全性を重視して運用しています。
(制度発足から20年間の運用利回りは、年率2.94%です。)
5. 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合は、死亡一時金があります。
6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいようにまとめられていますので、是非購読してみてください。全国農業新聞を購読するには、地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員（3頁参照）、農業委員会事務局までお申し込みください。（月4回金曜日発行・購読料：月額700円〔送料・消費税込〕）